



厚生労働省発老0821第1号  
平成25年8月21日

社会保障審議会  
会長 西村 周三 殿

厚生労働大臣  
田村 憲久

諮 問 書

(東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正について)

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成23年厚生労働省令第53号）を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。

## 東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案等について

### 1. 特例措置の概要

東日本大震災の被災地（宮城県石巻市及び福島県南相馬市の区域に限る。以下同じ。）における訪問看護の提供に関する一時的かつ特例的な取扱いとして、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 23 年厚生労働省令第 53 号、以下「基準省令」という。）により、保健師、看護師又は准看護師の員数が常勤で一以上の訪問看護事業所であれば、市町村の判断により保険給付を可能とする特例措置を講じているところ。

### 2. 省令案の内容

- ① 基準省令を改正し、特例措置の期限について、現行は平成 25 年 9 月 30 日までの間において厚生労働大臣の定める日とされているところを、平成 25 年 10 月 11 日までの間において厚生労働大臣が定める日とする。
- ② ①の期限の満了をもって基準省令を廃止する。ただし、省令の施行の際現に特例措置に基づき利用者に対して行われている事業については、利用者を他の介護サービスに移行させること等の事由により当該利用者に対するサービスの提供が終了する日までの間、引き続き、特例措置を適用させる経過措置を置く。

### 3. 公布日・施行期日

公布日：①平成 25 年 9 月上旬、②平成 25 年 9 月中旬（予定）

施行期日：①公布日、②平成 25 年 10 月 12 日（予定）